平成27年(し)第483号,第484号 拘置所職員のした処分に対する準 抗告棄却決定に対する特別抗告事件

平成27年9月8日 第三小法廷決定

主

本件各抗告を棄却する。

理由

本件各抗告の趣意は、いずれも、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、刑 訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、本件のような拘置所職員のした処分(弁護人からの飲食物差入れ拒否及び 弁護人への宅下げ禁止)に対しては、同法430条1項又は2項の準抗告を申し立 てることはできないとした原判断は正当である。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官 木内道祥 裁判官 山崎敏充)